

## 事業者を求めるべき留意事項等（案）

留意事項（案）	理由
① 事業の実施にあたっては、評価書に記載された環境保全措置を基本として、現況の環境を極力悪化させないよう最大限努力、必要に応じて追加の環境保全措置等を講じること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に関して、周辺環境の変化により、既に事業者の定める保全目標値を超えるレベルとなっており、現況の環境を極力悪化させないための最大限の努力が求められる。</li> </ul> ※番号 12, 15, 16 の意見等を踏まえて
② 評価書に記載された事後調査については、予測に不確実性が伴うことを十分に認識した上で、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどし、綿密に行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの条例手続における知事意見でも同様の意見を出されており、この度の審査会においても、委員から綿密な事後調査等に係る意見があった。</li> </ul> ※番号 23, 26, 27 の意見等を踏まえて
③ 当該事業の実施にあたっては、環境に関する新たな知見を積極的に収集し、必要に応じて周辺住民への情報公開、追加のモニタリングや環境保全措置の実施等に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価実施時点では確立された手法がなく予測評価等が困難な PM2.5 などの環境項目について、今後新たな知見の積極的な取り入れや必要に応じた適切な対応が求められる。</li> </ul> ※番号 39 の意見等を踏まえて